

## 情報通信審議会 情報通信技術分科会

### 電波利用環境委員会 CISPR F作業班(第20回)議事要旨

日時：令和元年11月27日(水)14:00~16:00

場所：総務省10階 総務省第1会議室

出席者(敬称略)：

(構成員)

主任	山下 洋治	(一財)電気安全環境研究所 横浜事業所 EMC試験センター 所長
主任代理	平伴 喜光	(一社)KEC 関西電子工業振興センター
構成員	井上 正弘	(株)トーキンEMCエンジニアリング EMCテクニカルセンター
	大武 寛和	(一社)日本照明工業会 委員
	梶原 英樹	(一財)日本品質保証機構 安全電磁センター試験部電磁環境試験課 主幹
	菅野 伸	NTTアドバンステクノロジー(株) グローバル事業本部環境ビジネスユニットEMCチーム 主任技師
	橋高 大造	(一社)電波産業会 研究開発本部電磁環境グループ
	高岡 宏行	(一社)日本配線システム工業会
	徳田 正満	東京大学大学院 新領域創成科学研究科先端エネルギー工学専攻大崎研究室 客員共同研究員
	橋本 明記	日本放送協会 技術局送受信技術センター企画部 副部長
	前川 恭範	ダイキン工業(株) 滋賀製作所空調生産本部商品開発グループ
	三塚 展幸	(一財)テレコムエンジニアリングセンター 松戸試験所電磁環境・較正事業本部電磁環境試験部試験グループ 主任技師
	山中 幸雄	(国研)情報通信研究機構 電磁波研究所電磁環境研究室 マネージャー
オブザーバ	久保田 文人	(一財)テレコムエンジニアリングセンター 参与

(事務局)

関口裕	総務省 総合通信基盤局	電波部	電波環境課	電波利用環境専門官
古川 武秀	総務省 総合通信基盤局	電波部	電波環境課	電波監視官
戸部 絢一郎	総務省 総合通信基盤局	電波部	電波環境課	電磁障害係長

#### 【配布資料】

資料 20-1	CISPR F作業班(第19回)議事要旨(案)
資料 20-2-1	CISPR 上海会議 F小委員会 総会 審議結果(案)
資料 20-2-2	CISPR 上海会議 F小委員会 第1作業班(WG1) 審議結果(案)
資料 20-2-3	CISPR 上海会議 F小委員会 第2作業班(WG2) 審議結果(案)
資料 20-3-1	電波利用環境委員会報告概要(案)(F小委員会関連)
資料 20-3-2	電波利用環境委員会報告(案)(F小委員会関連)



## 議論

### (0)はじめに

- オブザーバとして、テレコムエンジニアリングセンターの久保田氏が出席することが紹介された(山下主任)
- 事務局から配付資料8点について確認がされた(事務局)

### (1)前回議事要旨(案)について

- 資料20-1 CISPR F作業班(第19回)議事要旨(案)について説明がされた(事務局)
  - 修正意見等あれば12月4日(水)までに事務局まで連絡することで承認された

### (2)CISPR 上海会議の審議結果(案)について

#### <資料説明>

- 資料20-2-1 CISPR 上海会議 F小委員会 総会 審議結果(案)について説明がされた(山下主任)  
※審議結果等の補足事項は下記の通り
  - 7.1 CISPR14-1 第6版(2016-08)が現時点版であることの確認について、現在の審議の進捗状況を考慮し、安定期間が2019年から2020年に延長された
  - 7.3.5 分類項目5：磁界の許容値については否決された
  - 7.3.6 上記分類項目の投票結果の検討とフォローアップについて可能であればFDISを来年初頭に発行したいが、おそらく厳しい状況である
  - 14.3.3 CISPR/S AHG3：CISPRでロボットをどの様に取り扱うかCISPR/Fへの影響についてCISPR14-1に導入された動作条件は、ロボット期の個別動作条件である
  - 14.4.1 IEC61000-4-2のメンテナンス作業についてSC77Bとのリエゾン設置に関する、イギリス国内委員会の要望は、新規で設けられた議題である。また、正式にリエゾン設置を要望したのは英国の国内会合からの要望に基づいている
  - 17 本会議における決定及びアクションアイテムのまとめについてSpectral density limitとの表記は「Integral Limit」が正確であると思われるためCISPR 会合事務局に対して議事録修正指摘を行う
  - 次回会合は2020年11月9日~20日にKista(スウェーデン)で開催予定である

#### <質疑>

- 7.3.1 分類項目1：IPT装置に対する許容値及び測定法について、釜山会議ではCIS/F/745/CDからの大きな変更点を、動作条件として出力を定格の90%以上とする旨が挙げられているが、測定方法が不明である(三塚)
  - 特段の言及はなかった。IH調理器(複数のヒーターを同時に動かす条件等)については次回のWG1で議題にあがるだろう(山下主任)

#### <資料説明>

- 資料20-2-2 CISPR 上海会議 F小委員会 第1作業班(WG1) 審議結果(案)について説明がされた(前

川)

※審議結果等の補足事項は下記の通り

- 5.1 ザルツブルク会議（2019/4/10-12）について、JP34に関する韓国からの試験結果はロボットクリーナーの測定可否に関するものであり、韓国はSC-F/WG1において測定可能であるという見解を明確にした
- 10.3 業務用機器の追加（中国から提案）の審議内容について、「業務用だが住宅環境で使用される機器の適用範囲の明確化」との表記は「業務用だが14-2所管の環境で使用される」という表現が正しいため修正する
- 次回会合は2020年2月11日～13日にミュンヘン（ドイツ）、次々回会合は2020年11月17日～18日にKista（スウェーデン）で開催予定である

#### <質疑>

- 表現修正等の指摘があり、それらを修正することとなった（修正内容は上記を参照）

#### <資料説明>

- 資料20-2-3 CISPR上海会議 F小委員会 第2作業班(WG2) 審議結果(案)について説明がされた(高岡)
  - 7.3.1 30MHz以下の放射測定に関する、サイト検証とアンテナ校正の「審議結果」について、「30MHz以下の放射妨害波測定に関して測定距離：10mのSACでは、要求事項を満足できないということが報告された」程度の表記にとどめる
  - 次回会合は2020年11月20日(金)に、Kista（スウェーデン）にて実施される。検討項目が多数あるため、中間会議を2020年3月9日の週にフランクフルトにて開催されることが決定された（2日間）

#### <質疑>

- 6.1.1 CISPR 15/ISH文書の審議結果報告において、最悪条件設定に関する解釈文書の審議で反対投票が1件あったとのことだが、理由はなんであったか(平伴)
  - 反対者は豪州、理由は7.5項の表現でクリアになっているので変更は不要とのことであった(高岡)
- 6.2.5 その他のTF。上記のTF以外の改正検討項目の「審議結果」について、「as defined by the manufacturer」という表現を使用せず、「as specified in the instruction for use」に変更することはCISPR全体での共通事項という認識か(久保田)
  - その認識である。欧州がmanufacturerとの記載を嫌う傾向にある模様である(山下主任)

### (3)電波利用環境委員会 報告書(案)について

#### <資料説明>

- 資料20-3-1 電波利用環境委員会報告概要(案)(F小委員会関連)及び資料20-3-2 電波利用環境委員会報告(案)(F小委員会関連)について説明がされた(山下主任)
  - 資料20-3-1 電波利用環境委員会報告概要(案)(F小委員会関連の「審議結果」については、文

書名→WPTに関する審議文書、検討項目→（～に関する項目）の要領で修正し、CIS/F/767/CDVが可決された後、FDISに進むというポイントを強調する

- 資料 20-3-2 電波利用環境委員会報告(案)(F小委員会関連)「5 各小委員会における審議状況と対処方針、CISPR 14-1「電磁両立性—家庭用電気機器、電動工具及び類似機器に対する要求事項—第1部エミッション」の改定」の「ウ 審議結果」における表記ゆれ(略称→正式名称)及び文言(無線通信機器の扱い→無線通信機能搭載機器)を修正する

#### <質疑>

- 資料 20-3-2 電波利用環境委員会報告(案)(F小委員会関連)「3 重点審議事項(ワイヤレス電力伝送システム(WPT)の検討)」の「ウ 審議結果」における最後のパラグラフ「CISPR TR 16-4-4の改正を検討するSC-H/MT7が新たに設置されたので、その検討状況を継続確認することとした。」について、WG8の新規設置に伴いMT7は解散する点に留意されたい(山中)
  - 事務局が注意書き形式で補足する

#### (4)その他

- メール審議→作業班、作業班→メール審議のどちらが良いか、今後、通常の審議も含めて対面で審議したいなどもあるので作業班の開催方法を見直した方が良いのではないかと(山下主任・井上)
  - 今後、主任と事務局で開催方法については相談したい(事務局)
- 本日の検討結果をもとに、令和元年12月中旬から1月中～下旬に開催する電波利用環境委員会で対処方針を検討する(事務局)
- 次回会合の日程については、事務局から構成員に改めてメールにて連絡する(事務局)

以上